

第311号 平成28年2月

◆◆◆ 2月号 目次 ◆◆◆

<軽自動車税> 税額が変わります … 1 p
 専門診療 日程のご案内 (2月~3月) … 2 p
 防風防鳥網等の購入費用援助のご案内 … 2 p
 医療トラブル法律相談 (電話相談) のご案内 … 3 p



平成28年1月9日 (土) 書初大会

◆世帯と人口 (前月比) 平成28年2月1日現在

世帯数	168 (2世帯減)	男性	174名 (1名減)
		女性	138名 (1名減)
		合計	312名 (2名減)

◆1月の気象データ

気温	平均	10.0℃	雨量	10分間最大	7.0mm
	最高	17.7℃		時間最大	29.0mm
	最低	1.4℃		総雨量	112.5mm
湿度	平均	75.2%	風速	平均	4.0m/s
				最高	27.5m/s

◆1月の運航日数・就航率 ※客船2回/日

	運航日数 (前年数値)	就航率 (前年数値)
客船	12日 (11日)	29% (34%)
貨物船	4日 (6日)	100% (100%)
ヘリコミ	31日 (28日)	100% (90%)

◆1月の来島者数・離島者数

	来島者数 (前年数値)	離島者数 (前年数値)
客船	30名 (107名)	51名 (85名)
ヘリコミ	363名 (328名)	252名 (236名)

<軽自動車税> 平成28年度より税額が変わります

■軽自動車税について

軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）の所有者にかかる税金です。4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。

■税額変更について

平成26年度及び平成27年度税制改正において、軽自動車と小型の普通自動車との間の税負担水準格差の見直し、車両の環境性能等に応じた課税の仕組みの導入などを目的として、軽自動車税の標準税率の引上げ等が行われました。この改正を踏まえた村税条例の改正により、軽自動車税の税額が変わります。

■原付、軽二輪、小型二輪及び小型特殊 ■三輪・四輪

車種区分		税額
原付	50cc以下	2,000円
	50ccをこえ 90cc以下	2,000円
	90ccをこえ 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪（125cc超、 250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円
小型 特殊	農耕用	2,400円
	農耕用以外	5,900円

車種区分		税額			
		平成27年3月 31日以前に最 初の新規検査を した車両 (現行税額)	平成27年4月 1日以後に最初 の新規検査をし た車両 (新税額※)	最初の新規検査 から13年を経 過した車両 (重課税額)	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度のみ、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

詳しくは企画財政係までお問合せください。

■変更手続、移転手続のご案内

他の市町村から転入、又は他の市町村へ転出する場合は、所有する軽自動車等の住所変更等の手続が必要です。

①御蔵島村から転出するとき（御蔵島村のナンバープレートのついた軽自動車等をお持ちの方）

- ・企画財政係にて「標識返納（登録抹消）」の手続きをしてください。
＜手続に必要なもの＞ナンバープレート、印鑑
- ・転出先の市町村において、新たにナンバープレートの交付を受けてください。
※第三者に譲渡した場合は、所有者変更の手続が必要です。

②御蔵島村へ転入するとき

- ・企画財政係にて「標識交付（新規登録）」の手続きをしてください。
＜手続に必要なもの＞印鑑、前市町村の廃車申告受付書（又は、車名・車台番号・型式・原動機の形式がわかるもの）
※事前に転出前の市町村で登録抹消の手続きを済ませてください。



■ご注意いただきたいこと

軽自動車等の住所変更等の手続が滞ると、軽自動車税の納税通知書が正しく送付されず、結果として軽自動車税の滞納により車検を受けられなくなる場合があります。転入や転出の際は、速やかにお手続きいただきますようお願い致します。

【お問合せ】企画財政係 04994-8-2121

2月は固定資産税・国民健康保険税の第4納期です。

村税の納め忘れはありませんか？ 村税は納期限内に納めましょう。もう一度お手元の納付書、領収書をご確認下さい。

■村税を滞納すると督促料や延滞金を納めなければなりません

村税の納期限は年度末ではありません。税額を4分割し、年4回の納期を設けています（軽自動車を除く）。それぞれの納期には期限が設けられており、各納期の納期限を過ぎると、本来納めるべき税金のほか、余分な督促料や延滞金を納めなければなりません。延滞金は、納期限内に納付された方との公平性を保つためのものです。納期限内の納税につきまして、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



■村税の納付は便利で確実な「口座振替」で

村税の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替依頼書は郵便局または村役場窓口でお申出下さい。

【口座振替に関するお問合せ】御蔵島郵便局04994-8-2201 ・ 企画財政係04994-8-2121

専門診療 日程のご案内 (2月~3月)

■歯科診療 (診療場所: 御蔵島診療所歯科診療室)

2月13日(土) ~ 2月17日(水)
3月12日(土) ~ 3月16日(水)

■予約方法

診療所窓口または電話(04994-8-2206)にて随時受付。

【お問合せ】 民生係 04994-8-2121

今年度肺炎球菌ワクチン対象者の皆さまへ

平成26年10月から高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが定期接種となりました。対象年齢(65、70、75歳など)の方は、肺炎球菌ワクチンの定期接種を受けることができます。今年度(27年度)対象者の方でまだお済みでない方は、診療所に予約のうえお越しください。

定期接種の対象者は毎年異なるため、この機会を逃さないようご注意ください。4月からは28年度対象者になります。ご不明な点は診療所にお問い合わせください。

【お問合せ】 御蔵島診療所 04994-8-2206

黄楊・桑原木購入期間の延長について

黄楊・桑原木の購入期間を平成28年3月14日(月)まで延長いたします。御蔵島村産業センターにて受け付けております。(土、日、祭日を除く)

【お問合せ】 産業建設係 04994-8-2121

防風防鳥網等の購入費用援助のご案内

強風や野鳥等の被害でお困りの農家の方に、下記のとおり、防風網・防鳥網等の購入費用の一部を援助します。ご希望の方は御蔵島村農業協同組合にてご利用下さい。

対象者	御蔵島村に住所を有し、農業を営む方
受付期間	2月4日(木)~2月29日(月)
取扱場所	御蔵島村農業協同組合事務所
対象商品	防風網、防鳥網、支柱(イボ竹)、ロープ、防風網止め具畑用トンネル(サンサンネット)、支柱(ダンポール)
援助額	資材購入金額の3分の2とし、一農家あたり2万円を上限に援助する

【お問合せ】 産業建設係 04994-8-2121

リハビリ相談のご案内

今年度4回目のリハビリ相談を下記のとおり行います。個別メニューの作成、本人やご家族への懇切ていねいな指導などを理学療法士が行います。

希望される方は、申込受付票に必要事項をご記入の上、役場まで持参されるか、FAXにてお申し込み下さい。
初めてリハビリ相談を受ける方は、事前に診療所で受診してください

■こんな方はご相談ください

首・肩・ひじ・腰・膝が痛い
足腰が弱ってきた
病气やけがの後のリハビリ方法が知りたい
食事時にむせたり、飲み込みにくくなって困っている

■相談日時(予定)

2月17日(水) 13:00~17:00
2月18日(木) 9:00~12:00
13:00~17:00
2月19日(金) 9:00~12:00



■会場

診療所, 福祉保健センター仲里, 居宅

■申込締切

2月10日(水) ※申込締切後、日程・時間を調整し相談日時をお知らせいたします。

■費用 無料

【お問合せ】 民生係 04994-8-2121

ちょこつと共済 ~加入受付のご案内~

東京都の全市町村が共同で運営する「ちょこつと共済」は、住民の皆様が会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。手続きは簡単、しかも選べる2コース制です。

Aコース: 年額1,000円/最高300万円の見舞金
Bコース: 年額500円/最高150万円の見舞金

さらに、どちらのコースも、会員が交通災害で死亡したときに、中学生以下のお子さんがある場合、年額10万2千円の交通遺児年金が支給されます。村に住民登録をしている方なら、どなたでも加入できます。就学のため東京の市町村以外に転出していても会員と生計が同じ方なら加入できます。

加入申込書付パンフレットは、3月号の広報と同時に村内各ご家庭に配布する予定です。

【お問合せ】 総務係 04994-8-2121

平成27年度東京都最低賃金の適用について

東京都特定(産業別)最低賃金については、本年度は改正がありませんでした。

したがって都内で働く全ての労働者に**東京都最低賃金時間額907円**が適用されます。

都内で労働者を使用する全ての業種の使用者及び事業場で働く労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

【お問合せ】 東京労働局賃金課 03-3512-1614・最低賃金ワンストップ無料相談窓口 0120-311-615



青年国際交流事業のご案内

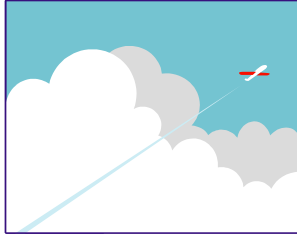
青年国際交流事業に参加しませんか。

内閣府では、日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身につけた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

日本代表青年として各国の選抜された青年と研修・交流を行い、自分を成長させてみませんか。

■平成28年度募集事業

- ・国際青年育成交流
- ・日本・中国青年親善交流
- ・日本・韓国青年親善交流
- ・「東南アジア青年の船」事業
- ・次世代グローバルリーダー事業
「シップ フォー ワールドユース リーダーズ」
- ・地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」



■内閣府青年国際交流事業ホームページ

<http://www.cao.go.jp/koryu/>

【お問合せ】内閣府青年国際交流担当室
03-6257-1434

医療トラブル法律相談(電話相談)のご案内

第二東京弁護士会では、医療トラブル110番を開催いたします。医療過誤・薬害問題に豊富な経験を持つ弁護士が無料で相談をお受けします。

- ・医療過誤の可能性はあるのではないかと？
- ・医師の処置が適切ではなかったのではないかと？
- ・薬の誤投与、副作用のせいでは症状があらわれたのではないかと？

上記等の疑問をお持ちであっても、どこに相談をすればよいかかわらなくてお悩みの方は、是非この機会をご利用ください。医療過誤問題等を熟知した弁護士が無料でお話を伺いし、アドバイスを行います。まずお電話でお話をお伺いした後、必要であれば、面談にて相談を受け付けます。

■日時

平成28年 2月25日(木) 10:00~16:00
電話番号: 03-3502-0582

※お電話でお話をお伺いした後、さらに面談をご希望される方は、弁護士が面談相談にあたります。面談相談は、初回に限り無料です。

【お問合せ】第二東京弁護士会消費者問題対策委員会
03-3581-2257

平成28年度「男女共同参画週間」 キャッチフレーズ募集

■募集テーマ

旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らしや働き方が可能な社会を作るためのキャッチフレーズ

■応募資格

どなたでも応募できます。ただし、応募作品は未発表の自作のものに限ります。

■応募期間

平成28年1月12日(火)~2月29日(月)

■応募方法

男女共同参画局サイトのキャッチフレーズ募集ページから、応募フォームに必要事項を入力してご応募ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>

お一人何作品でもご応募可能です。ただし、応募1回につき1作品とさせていただきます。

■その他

入賞作品(最優秀賞、優秀賞)の応募者には、後日、記念品を贈呈いたします。また、最優秀賞作品は、6月の男女共同参画週間の期間中に男女共同参画担当大臣から表彰予定です。

応募作品は返却いたしません。また、入賞作品の著作権は内閣府に帰属いたします。

【お問合せ】内閣府男女共同参画局総務課
03-5253-2111

裁判所書記官

<裁判を支える法律専門職として>

「裁判所書記官」という職業を聞いたことがありますか？
裁判所書記官は、民事や刑事、家事、少年のすべての事件で、裁判を始め、審判や調停、破産、競売、強制執行など、あらゆる場面で活躍し、法律に関する専門知識と固有の権限を持つ専門職です。

■法廷の裁判所書記官 ~適正な裁判を支えるために~

裁判所書記官は、裁判の期日においてどのような手続が行われたのかを明らかにするための文書である「調書」を作成します。調書は、裁判の場で行われたやり取りをただ記録するものではありません。

裁判所書記官は、法廷などで行われたやり取りを、法律で求められている手続や争いとなっている点がどこかを考えながら、高度な法的知識を使って整理して、調書を作成します。

■法廷の外の裁判所書記官 ~迅速な裁判の実現を目指して~

裁判所書記官は、裁判を迅速に進めるために、裁判手続の進め方について、裁判官と協議をし、弁護士や検察官に必要な準備を促したり、裁判手続に関する問合せに回答したりと、裁判所と裁判の関係者をつなぐ役割を担っています。

裁判所書記官に興味のある方は、裁判所ウェブサイトの裁判所職員の採用試験に関する案内をご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

【お問合せ】東京地方裁判所事務局総務課渉外係
03-3581-2295

2月保健師来島日程

2月17日(水)~20日(土) 中島三恵子保健師

【お問合せ】民生係 04994-8-2121

2月の来庁予定者

日	来庁者	目的
9~10	芝税務署	確定申告出張相談会
16~17	三宅村観光産業課長	会議・打合せ

島民カレンダー

平成28年 2月 <如月>							可	… 可燃ごみ	不	… 不燃ごみ	空	… 空き缶
日	月	火	水	木	金	土						
	1	2	3	4 立春	5	6	可	不	可	可		
7	8 新月	9 確定申告出張相談 (10日まで)	10	11 建国記念の日	12	13 歯科診療 (17日まで)	可	空	可	可		
14	15	16	17	18	19 雨水	20	可	不	可	可		
21	22	23 満月	24	25	26	27	可	空	可	可		
28	29						可					

平成28年 3月 <弥生>							可	… 可燃ごみ	不	… 不燃ごみ	空	… 空き缶
日	月	火	水	木	金	土						
		1	2	3	4	5 啓蟄	不	可	可			
6	7	8	9 新月	10	11 定例村議会	12 歯科診療 (16日まで)	可	空	可	可		
13	14	15	16 保育園卒園式	17	18 小中学校卒業式	19	可	不	可	可		
20 春分の日	21 振替休日	22	23 満月	24	25	26	可	空	可	可		
27	28	29	30	31			可					

今月の行事（2月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

◆2月4日頃 立春

この日から立夏の前日までが暦の上での春です。

寒さは最も厳しい頃ですが、降りそそぐ太陽の光からは、春の気配も感じられ始めます。

節分の翌日で、「春立つ」ともいい、「立春」になることを、「寒明け」ともいいます。

雑節の八十八夜・二百十日・二百二十日はこの日から起算します。

◆2月11日 建国記念の日

建国をしのび、国を愛する心を養う日として、国民の祝日とされています。

初代天皇である神武天皇が即位した日をもって日本の紀元の日（紀元節）と制定しています。

◆2月19日頃 雨水

雪は雨となり、氷も溶けて水となる時季です。

雨水がぬるみ、草木も芽を出し始め、農家では、農耕の準備を始める目安となります。

■ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

■えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

■し尿処理作業日

毎月	1日・10日・20日
----	------------